

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
1	実施方針	3	1	1	(5)	④				ナイター設備他記載のグラウンド施設は全て今回改築により更新するという前提で宜しいですか。また、敷地境界部のフェンス及び基礎も今回すべて更新する考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施方針	4	1	1	(7)	①	ア			設計段階で追加した地質調査の結果、基礎及び基礎補強仕様の変更が必要となった際は精算対象として認められるでしょうか。	実施方針 資料2リスク分担表No.46に示すとおり、あらかじめ想定し得ない土地の瑕疵に起因する対応費用の増加や工期の遅延等に該当すると判断した場合は、協議のうえで市がリスクを負うこととします。
3	実施方針	4	1	1	(7)	①	イ			解体設計として必要な設計図書ですが、解体対象施設については既存図に基づくものとして、新たな図面整備は不要と考えてよろしいですか。既存図の整備が必要とする場合、画像データ編集可能と考えてよろしいですか（新たに作図は行わない）	設計図書の作成に既存施設図面が必要な場合は、画像データ編集を可能とします。ただし、図面が存在しないものについては、必要な図面整備を行ってください。
4	実施方針	4	1	1	(7)	① ②				設計業務と建設・工事監理業務の双方に、近隣対応業務、電波障害の項目がありますが、設計段階では、近隣対応については市が行う近隣説明会の資料作り、出席、質疑応答を支援し、電波障害調査としては、電波障害机上検討を行うものと考えていますが宜しいでしょうか。	設計段階の近隣対応業務は、事業者が主体での住民説明会の開催を求めています。事業者が住民説明会の資料作成、開催案内、当日説明、質疑応答を行い、市は説明会に立ち会います。電波障害調査業務については、お見込みのとおりです。
5	実施方針	4	1	1	(7)	① ②				①キ、②キについて、それぞれ具体的な想定がありましたらご教示ください。	具体的な想定はありませんが、事業者の提案に応じて必要な業務が発生すれば適宜対応ください。
6	実施方針	4	1	1	(7)	②	イ			工事監理業務について、特に常駐を求めるものではなく、重点監理との理解でよろしかったでしょうか。	工事監理業務については、必ずしも常駐を求めるものではありません。適切な工事監理が行える体制をご提案ください。
7	実施方針	4	1	1	(8)					設計業務を令和9年3月末までに完了した場合、設計業務の対価は令和8年度末若しくは翌月程度に、設計額の9割等ではなく満額支払われるとの理解でよろしかったでしょうか。	対価の支払いは、事業者提案により年度ごとの上限額を定め、出来高で支払う想定です。支払い条件の詳細は、募集公告時にお示しします。
8	実施方針	5	1	1	(9)					“※”で工期短縮の提案を期待するとあるため貴市の想定する建替ローリングと異なる大幅な工期短縮の可能性を模索しています。これに関して以下の質問があります。全体工期を縮減できれば途中の部位別工事工期は事業スケジュール表より遅くてもよいと考えてよろしいですか。（例えば体育館の解体は全体の終盤にするなど）	令和12年10月までに外構・グラウンドを除く本施設の供用開始が可能であれば、部位別の工事工期については、給食配送や授業実施等の学校運営に支障がないことを条件に、ご提案ください。
9	実施方針	5	1	1	(9)					上記No.8に関連し、学校運営上、必要な機能を工期中満足していれば、設定されている全体工期の範囲内で貴市が想定する建替えスケジュール以外の提案もよろしいでしょうか。良い場合は、建替え時期や手順について、必ず順守すべき事項がありましたらご教示ください。	No.8の回答をご参照ください。

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
10	実施方針	5	1	1	(9)					上記No. 8に関連し、 “※”4段目で提案は請けるが国庫補助事業による調整が必要とあります。提案提出後に提示した建て替え計画が不可になる可能性もあるのでしょうか。若しくは補助事業費の時期のみの影響で済むと考えてよろしいでしょうか。（この辺り明確でないと貴市の想定する建替え計画と異なる提案を行うのは難しいと思います）	国庫補助事業は工事着手の前年度に申請が必要であり、令和8年度に申請することを予定しています。そのため、新校舎等の建設は、令和9年度以降に工事着手する計画とする必要があります。
11	実施方針	5	1	1	(9)					上記No. 8に関連し、 貴市想定のとおり建て替え計画でない計画とする場合、2/9に説明を受けた東門廻りの動線条件など前提条件が異なってきます（No. 9のケースなど）。これについては2/9の説明にとられない提案としてよろしいですか。	代替の動線計画が学校運営に支障なく計画されていれば提案を認めます。ただし、給食配膳室として使用する部屋は特別教室棟⑦-2の1階「クラブハウス」の位置から変更できないことや、給食センターからの給食配膳車両の動線計画の都合から、協議の結果、前提条件を変更できない場合があることにご配慮ください。
12	実施方針	5	1	1	(9)					事業スケジュール（予定） 給食棟、体育館及び渡り廊下の解体が 令和9年1月～令和10年9月末日となっておりますが、 体育館は継続利用で、給食棟とその渡り廊下のみと考えて よろしいでしょうか。	No. 8の回答をご参照ください。
13	実施方針	6	2	2	(1)					募集公告、募集要項等の公表段階で、事業費の上限等の条件が出ると考えてよろしいですか。	提案の上限価格は、募集要項でお示しします。
14	実施方針	6	2	2	(1)					競争的対話の実施が7月下旬頃に予定されていますが、建て替え計画の可否判断に関する対話がポイントとなると思いますので、別途で早い段階で建て替え計画に関する対話を行うことはできないでしょうか（3月～4月など）。	ご意見として受け止め、競争的対話の詳細は募集要項でお示しします。
15	実施方針	6	2	2	(1)					募集要項等に関する質問が1回の予定となっております。競争的対話の機会がありますが、質問機会も複数回設けていただけると幸いです。	ご意見として受け止め、質疑回答の詳細は募集要項でお示しします。
16	実施方針	9	2	3	(1)				カ	構成企業の変更が認められる時期はいつまでになるでしょうか。	市がやむを得ないと認めた場合の構成企業の変更可能期間は定めていませんが、原則として、応募書類提出後の構成企業の変更は認めていません。
17	実施方針	11	2	3	(3)				ウ	設計企業及び工事監理企業の参加要件について、「(a)及び(b)の業務を～」と記載がありますが、例えば官公庁が発注した小学校の場合は、(a)(b)両方に該当するとして、1案件のみの提示でも問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	実施方針	11	2	3	(3)	(a)				設計の履行実績について (a) 小学校又は中学校（私立学校を含む。）とありますが、中高一貫学校の設計実績も含むとよろしいでしょうか。	中高一貫校の設計実績は含めるものとします。
19	実施方針	10	2	3	(3)				ウ (a)	設計企業の参加要件について、学校教育法第1条に基づく特別支援学校は業務実績としてよろしいでしょうか。	ご意見として受け止め、参加要件の詳細は募集要項でお示しします。
20	実施方針	11	2	3	(3)				ウ (b)	「官公庁が発注した～」について、官公庁は独立行政法人を含めて捉えてよろしいでしょうか。	独立行政法人も含めるものとします。

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
21	実施方針	16	4	1						法規制要件の内、埋蔵文化財包蔵地、雨水処理条件など計画内容、事業費に影響しそうな項目について、事前に関係機関に問い合わせることは可能と考えてよろしいですか。	提案段階において、事前に関係機関へ問合せすることは可能です。
22	実施方針	24								リスク分担表No.19、環境問題リスクのうち、施設の建設工事に伴い通常避けることができない騒音等の事由により第三者に与える損害は市の負担としていただけるようお願いいたします。	建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、周辺環境への影響を最小限に抑える工夫をするとともに、近隣住民の理解を事前に得るよう近隣調査や準備調査を十分に行うことを求めていることから、原則として事業者のリスクとします。 ただし、通常避けることができないと判断されるものについては、協議のうえで市のリスクとします。
23	要求水準書（案）	3	1	2	(1)	⑧ ⑨				児童ホーム、こどもクラブは学校とは独立した施設管理や出入り管理は必要でしょうか。	児童ホーム及びこどもクラブの施設管理は、学校から独立していることが望ましいですが、必須ではありません。適切な管理方法をご提案ください。
24	要求水準書（案）	8	1	5	(1)	①				埋蔵文化財発掘調査範囲は添付資料12で示されている調査対象範囲全域でしょうか。部分的でしょうか。	埋蔵文化財発掘調査は「添付資料12 埋蔵文化財発掘調査対象範囲」に示す発掘調査範囲のうち工事により遺跡を損傷する部分で行います。 詳しくは「尼崎市埋蔵文化財取り扱い手引き」を確認の上、歴史博物館にお問い合わせください。
25	要求水準書（案）	8	1	5	(1)	①				上記質問で部分的な調査の場合、どの範囲の調査を想定すればよろしいでしょうか。	No. 24の回答をご参照ください。
26	要求水準書（案）	8	1	5	(1)	①				調査の深さはどの程度でしょうか。	No. 24の回答をご参照ください。
27	要求水準書（案）	8	1	5	(1)	①				埋蔵文化財の発掘調査は何か月程度の期間を見込んでおけばよろしいでしょうか。	発掘調査には6ヵ月程度を見込んでおりますが、事業者の提案により発掘調査範囲との重複の度合いも異なるため、適切と想定する期間をご提案ください。
28	要求水準書（案）	8	1	5	(1)	①				埋蔵文化財の発掘調査は設計の期間に実施することは可能でしょうか。	No. 24の回答をご参照ください。
29	要求水準書（案）	10	1	5						新校舎等で9500㎡程度とありますが、添付資料7の通り9500㎡以上は厳守と考えてよろしいでしょうか。	「添付資料7 必要諸室の諸元表」の記載を「9,500㎡程度」に修正します。
30	要求水準書（案）	10	1	5	(4)					プールは新規整備しないとのことですが、既設のプールは消防水利ではないと考えてよろしいでしょうか。	既設のプールは消防水利ではありませんが、それに準じた運用をしているため、尼崎市消防局消防防災課と協議の上、ご提案ください。
31	要求水準書（案）	14	2	1	(1)	①	ア	(a)		開放事務室で想定されている利用方法があれば教えてくださいいただけますでしょうか。例：特定の団体が鍵の貸与を受け管理するなど。	利用方法の想定は、「添付資料6 設計業務対象施設に係る要件」P.13、2(2)⑥ウ(a)に示すとおりです。 委託事業者が地域開放ゾーンの鍵を所有し管理することを想定しています

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
32	要求水準書（案）	14	2	1	(1)	①	ウ	(a)		「児童ホームゾーンを独立棟とする提案を認めない」意図をご教示ください。 学校専用ゾーンもしくは地域開放ゾーンからの児童のアクセスを重視しているのか、管理者のアクセスを重視しているのか、等	児童ホームを独立棟としない主な理由は、ライフサイクルコストの低減のためであり、児童や職員等の動線など管理運営上の理由からではありません。 ただし、提案にあたっては、学校運営を行っていない期間の効率的な施設管理や、地域開放ゾーン利用者と利用時間が重なることに対する児童の安全確保に十分に配慮した計画としてください。
33	要求水準書（案）	14	2	1	(1)	①	ウ	(a)		学校運営をしていない土日や長期休暇等の児童ホーム・子どもクラブの鍵の管理はどのように行っていますでしょうか。	校舎を利用した児童ホーム及び子どもクラブについては、学校開放の委託業者が校舎の施錠及び警備のセット・解除を行い、児童ホーム及び子どもクラブ職員が部屋の施錠を行っています。
34	要求水準書（案）	15	2	1	(1)	②	ア	(d)		学校への車両のアクセスについて現状において地域の要望や学校側で配慮している事項などがあれば教えていただけますでしょうか。	車両動線等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置としてください。
35	要求水準書（案）	15	2	1	(1)	②	ア	(j)		将来のプール建設に対応したプール用給水管及び電気の引込を行うこととありますが、敷地への引込の管径や容量を確保しておくという考えでよろしいでしょうか。あるいは将来プールの建設を行う際に学校運営に支障となる工事が発生しないようにあらかじめプール建設予定地まで配管、配線の敷設が必要でしょうか。	将来の学校プール整備にも対応できるよう、プール用給水管及び電気の引込は、プール建設予定地までの配管、配線の敷設が必要です。 なお、給水配管については水の滞留・腐敗防止策を含めてご提案ください。 (例：プール方針決定までは大型散水装置の採水口として利活用など)
36	要求水準書（案）	15	2	1	(1)	②	ア	(j)		Jではプール建設予定地として、将来のプール建設を前提とした説明になっていますが、要求水準書（案）P10ではプールの新規整備をしない方針であり、仮に新設が必要となった場合の想定地を示すこととされています。 前者の方針を正と考えてよろしいでしょうか。	民間プールを利用した水泳授業の試行実施は令和7年度から開始されるため、検証の結果次第でどちらにも対応できるようにご提案ください。
37	要求水準書（案）	20	2	1	(3)	②	イ	(h)		照明器具はLEDで発光部分はポリカーボネート等の破損による破片の飛散がない場合は、保護カバーなどの保護装置は不要と考えてよろしいでしょうか。	照明器具の破損による破片の飛散等の危険に対して安全策が十分に取られていれば、保護装置の設置は不要です。ただし、ボール等が当たり器具に衝撃を与えられる可能性が高い箇所に関しては考慮が必要です。保護装置等の設置の可否に関しては、当該空間の利用方法の想定を踏まえてご提案ください。
38	要求水準書（案）	20	2	1	(3)	②	イ	(i)		照明設備の職員室からの遠方発停制御には、倉庫、機械室など非居室部分は含めなくてよろしいでしょうか。	倉庫・機械室・物置は、遠方発停制御の設置を不要とします。その他の非居室部分の遠方発停制御の設置の可否については、ご提案ください。
39	要求水準書（案）	20	2	1	(3)	②	イ	(k)		商用電源停電期間中に太陽光発電の蓄電池を一旦使用すると、翌日太陽光発電による蓄電ができない場合は、蓄電池の利用ができなくなることは許容することでよろしいでしょうか。	許容します。

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
40	要求水準書（案）	20	2	1	(3)	②	イ	(n)		「避難所対応として体育館に電源を確保する」とは体育館用に非常用発電機（エンジン）の電源を供給すると理解してよろしいでしょうか。その場合の電源供給時間は、10～24時間程度としてよいか。（建築設備の耐震安全性の分類で乙類より）	太陽光発電設備でまかなう予定です。EV車より電源供給するための設備をご提案ください。なお、非常用発電機設置は将来対応とし、非常用発電機スペースから電源供給を出来るようにしてください。
41	要求水準書（案）	20	2	1	(3)	②	ウ	(h)		FW、基幹L3スイッチ、フロア12スイッチ、無線アクセスポイントなどの情報機器本体は、本事業の整備範囲でしょうか。その場合、機器の数量など考え方を示してください。	FW、基幹L3スイッチ、フロア12スイッチ、無線アクセスポイントなどの情報機器の設置及び有線LANの配線工事は、本工事に含まれます。数量等については、設計業務段階でレイアウト等が決まり次第、市が指定するICT事業者と数量等の打合せを実施してください。 提案段階においては、事業者が提案する設計内容を踏まえて適切な数量をご提案ください。
42	要求水準書（案）	24	2	1	(3)	④	ウ	(d)		建物内は汚水と雑排水は分流としますが、建物外で汚水と雑排水を合流させて敷地内を配管して下水道管に接続することは可能でしょうか。	建物外で汚水及び雑排水を合流することは可能ですが、雨水系統とはそれぞれ独立して計画してください。 敷地内の配管や接続方法は、法令等を遵守し、適切な処理が行われることを条件としてご提案ください。
43	要求水準書（案）	26	2	2	(1)			(e)		自らの判断により事業者負担で必要な調査を行うこと、とありますが、調査の結果、提案から増額となる変更が発生した場合は精算対象と考えてよろしいでしょうか	事業者が自らの判断により実施した調査の結果、市が提示する調査資料等からあらかじめ想定し得ない事情が発生した場合においては、協議に応じます。
44	審査基準書（案）	7	4	2	(2)	②				評価基準点の最低基準点の扱いについて意見を下に示します。 今回の建替え条件、要求条件をクリアするうえでも工夫の必要な課題と考えますが、審査員の評価の仕方にもよりますが、すべてが“標準”のDとされた場合でも失格となる可能性があり厳しすぎると感じます。 全体的な配点が低く各社最低基準点近くで競う場合も有り得ると思います。 その場合、評価差が少ない中で失格と合格が決まるのは本意ではないと思います。 そういう場合こそ価格差を考慮に入れるべきだと思います。 よって、最低基準点を設けないまたは175点などにすべきと思います。	ご意見として受け止め、評価基準点及び最低基準点の考え方は、募集公告時に審査基準書でお示しします。
45	添付資料6	2		2	(1)			(q)		多目的室及び多目的スペースの考え方について、学年活動室及び多目的室を新世代型学習空間とみなす考えでよろしいでしょうか。	多目的スペースや新世代型学習空間に求められる要件等については「公立学校施設整備事務ハンドブック」を確認ください。 学年活動室及び多目的室の使用方法や配置、仕様により、新世代型学習空間として認められることがあります。

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
46	添付資料6	2		2	(1)			(q)		上記質問について、その場合、新世代型学習空間の最大補助面積に学年活動室及び多目的室の要求面積下限では最大限とならないため、他の部屋として設けるまたは、学年活動室の面積を大きくする提案を行ってもよろしいでしょうか。	多目的室及び学年活動室は、学校運営に支障のない範囲で適切と考える面積をご提案ください。
47	添付資料6	2		2	(1)			(q)		普通教室前等に設ける多目的スペース(普通教室と一体的に利用可能なスペース)は、新世代型学習空間以外の多目的スペースとして扱いますでしょうか。新世代型学習空間としてみなされる場合もありますでしょうか。	新世代型学習空間としてみなされる場合もあります。新世代型学習空間に求められる要件等については「公立学校施設整備事務ハンドブック」を確認ください。
48	添付資料6	2		2	(1)			(q)		「公立学校施設整備事務ハンドブック」P95により、多目的スペースの加算面積を計算しております。本ページに記載の「新世代型学習空間」と「上記以外の多目的スペース」について、1室あたりの下限面積、1室あたりの上限面積、仕様、配置場所等、利用想定シーン等詳細の情報を示すような資料の提供はございますか。P271, 272のQ&Aも拝見しておりますが、より詳細な情報がありましたらお願いします。お打ち合わせが必要でありましたらお願いします。	「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(最終報告)」等を参考に提案ください。
49	添付資料6	7		2	(2)	③	ク	(i)		「学校外から直接利用することができる」とは、地域開放用の門から容易に図書室にアクセス可能な配置と読み替えてよろしいでしょうか。	学校図書館は地域開放を予定するため、児童や教職員が利用する昇降口とは別に外部からのアクセスが可能な配置動線をご提案ください。
50	添付資料6	7		2	(2)	③	ク	(i)		図書室への開放時の利用について、校舎内に入ってから図書室内へ入るなどの指定はございますでしょうか。	No. 49の回答をご参照ください。
51	添付資料6	17		2	(2)	⑦	ア	(h)		【共通】 「都市ガスの中圧ガス管から引込を検討すること」とありますが、敷地周辺に中圧ガス導管があると考えてよろしいでしょうか。また、ガス導管の敷設図があれば提示頂くことは可能でしょうか。	事業予定地周辺のインフラ整備状況は、事業者自らの責任において関係機関や供給事業者へ確認してください。
52	添付資料6	17		2	(2)	⑦	ア	(h)		【アリーナ(フロア)】 アリーナに設置するスポットクーラー、大型ファンは本事業の整備対象外でしょうか	お見込みのとおりです。ただし、スポットクーラー及び大型ファンは什器・備品計画に関連する業務の検討対象となります。

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
53	添付資料6	17		2	(2)	⑦	ア	(e)		<p>【ステージ(舞台)】 ステージに設置する照明音響等の舞台装置一式の詳細仕様がわかる資料を提示して頂けるでしょうか。</p>	<p>ステージに設置する舞台装置一式は、下記の条件を遵守のうえ、小学校の体育館（アリーナ）に整備する標準的な仕様でご提案ください。</p> <p>【照明設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞台照明はLEDで構成し、調光機能及びスポットライトを設けること。 <p>【音響設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独放送設備とし、カットリレーの機能を設けること。 ・各機器接続はコネクター接続とすること（スピーカーに関しても同様）。 ・アンプにはデジタルデータの再生が可能な機器（CD, Bluetoothなど）を実装すること。 ・ワイヤレスマイクは、ハンド型とタイピン型の両方を実装すること。
54	添付資料7									多目的室の[地域開放]の欄に○がありませんが、添付資料6のP7-2-(2)-③-コ-(e)に記載の通り、地域開放を行う室と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「添付資料7 必要諸室の諸元表」は修正します。
55	添付資料11									図工室に設置される工作機械の種類、台数、消費電力などを教えていただけますでしょうか。	「添付資料11 必要諸室に少なくとも接続する電気負荷」の図画工作教室に示すとおりです。消費電力は当該資料を参照のうえ、ご提案ください。
56	添付資料13									給食配膳車巡回スペースとして、北方に10*10m程度、南方に18*10m程度ハッチングされていますが、南方も10*10mでは巡回が困難ということでしょうか。	「添付資料13 大型車両搬入出経路想定軌跡図」のハッチングは、給食配膳車巡回スペースの確保に際して支障物を撤去していただきたい範囲を示しています。そのため、車両の巡回スペースとしては、北側と同程度の幅が確保されていれば問題ありません。
57	添付資料13									ご指定の給食配膳車巡回スペース以外で、巡回可能なスペースを他に確保しても問題ありませんでしょうか。例えば、特別教室棟西側等	原則、「添付資料13 大型車両搬入出経路想定軌跡図」に示した給食配膳車巡回スペースで計画してください。工事の影響により使用できない時期の給食配膳車巡回スペースについては、ご提案ください。
58										低学年広場の設置は必須ではないでしょうか。貴市のお考えがありましたらご教示ください。	低学年広場の設置は事業者の提案によるものとします。
59										周辺道路の上下水道や都市ガスなどのインフラ整備状況が分かる資料を提示いただけますでしょうか。	No. 51の回答をご参照ください。
60										敷地内の防火水槽、給排水配管や電線管路など、地中埋設物が分かる資料を提示いただけますでしょうか。	地中埋設物に関する資料として、要求水準書「添付資料4 事業予定地ボーリング柱状図及び既存校舎杭伏図」及び「添付資料9 移設対象物位置図」を公表しています。その他に提供可能な資料は「配布資料2 既存施設図面」として提供を予定しています。配布資料2の内容は、「別紙配布予定既存施設図面リスト」をご確認ください。

実施方針等に関する質問・意見回答書

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	質問・意見内容	回答
61										提案段階で、上下水道局や消防などの関係機関と協議することは可能でしょうか。	提案段階においても、事業者自らの責任において関係機関や供給事業者へ確認することは可能です。
62										今後公表予定の既存図を教えてください。(棟名、データ形式、意匠・構造・設備図)	「配布資料2 既存施設図面」は、「別紙 配布予定既存施設図面リスト」の内容を予定していますが、今後変更になる可能性があることをご了承ください。棟名は「添付資料5 尼崎市立下坂部小学校施設台帳」添付資料5-1を参照ください。
63										既存杭関係図は1/20公表資料で全てでしょうか。	市が提供できる資料は、「添付資料4 事業予定地ボーリング柱状図及び既存校舎杭伏図」で全てです。
64										現在の市内小学校の多目的室及び多目的スペースはどのくらいの頻度でどのように活用されていますか。	学校により使用頻度や運用が異なりますが、少人数学級や総合的な学習など、多岐にわたって活用されています。「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(最終報告)」等を参考に、より有効に活用できるよう提案ください。